日証協(自1)23第33号 平成23年5月25日

内部管理統括責任者 殿

日本証券業協会 専務理事 大久保 良夫

「証券会社による発行登録制度の下での社債の引受審査に関するガイドライン」 について

本協会では、平成 21 年 7 月 1 日、我が国社債市場の活性化を図るため、「社債市場の活性化に関する懇談会」(座長:福井俊彦 キヤノングローバル戦略研究所理事長)を設置し、同懇談会報告書「社債市場の活性化に向けて」(平成 22 年 6 月 22 日公表)に基づき、現在、4つの重点的な取組みについて、それぞれ検討部会を設置し検討を進めております。

検討部会では、幅広く市場参加者及び有識者にご参加いただき議論が進められておりますが、今般、第1部会(座長:野村修也 中央大学法科大学院教授)での検討に基づき、証券会社による発行登録制度の下での社債の引受審査について、投資家保護の観点から引受審査の内容の充実を図りつつ、より機動的な社債発行が確保されるよう、これまでの実務慣行の見直しを行い、別紙のとおり「証券会社による発行登録制度の下での社債の引受審査に関するガイドライン」を取りまとめることといたしましたので、御通知いたします。

会員各社におかれましては、発行登録制度を利用される発行会社に対してご説明、ご 理解いただけるようご対応方お願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは、引き続き第1部会において、さらに内容の検討が進められますが、概要は下記のとおりとなっております。

記

1.基本的な社債の引受審査の枠組みの整備

より機動的な社債発行を確保するため、社債の継続開示審査について、原則として、 有価証券報告書提出時には「共通質問事項」などにより発行登録会社、監査人に確認を 行い、四半期報告書提出時には、社内審査などにより確認を行う。

- 2 . 基本的な社債の引受審査の内容の見直し
 - (1) 社債の引受審査に当たっては、発行登録会社、監査人による財務諸表等の品質確保が十分になされていることを前提として、投資家の社債の投資判断に影響が大きいと考えられる元利金支払能力及びリスクファクターの開示(将来キャッシュ・フロー創出力に影響のある事項の分析及び開示)に係る審査に重点をおいた確認を行う。
 - (2) 財務諸表等に係る審査は、外部から財務諸表等を分析する立場に立って、疑わしい事象がないかどうかという点に留意し、疑わしい事象が認識された場合には、当該事象について、追加的に発行登録会社、監査人に合理的な説明を求める。
 - (3) 社債の引受審査内容の充実・確実な実施を図るため、「共通質問事項」について、「共通質問事項」(参考モデル)を取りまとめ、今後必要に応じ見直す。

以 上

1.第1部会等の検討状況

http://www.jsda.or.jp/html/chousa/shasai_kon/index.html

2. 本件に関するお問い合わせ先:自主規制1部(:03-3667-8647)

証券会社による発行登録制度の下での社債の引受審査に関するガイドライン

平成23年5月25日日本証券業協会

本ガイドラインは、証券会社による発行登録制度の下での社債の引受審査について、 投資家保護の観点から引受審査の内容の充実を図りつつ、より機動的な社債発行が確保 されるよう、これまでの実務慣行の見直しを行い、社債の引受審査の基本的な枠組み、 審査内容等を示すものである。

1.基本的な社債の引受審査の枠組み

有価証券報告書、四半期報告書提出時の継続開示審査及び社債の発行時審査は、原則として、次の枠組みにより行う。

(1) 有価証券報告書提出時の審査

証券会社は、有価証券報告書提出時に、発行登録会社の財政状態及びキャッシュ・フロー、企業内容等の開示の状況等について、「共通質問事項」により当該発行登録会社、監査人に確認を行う。

証券会社は、「共通質問事項」では確認ができない、当該期特有の事項その他次に定める事項については、その重要性を考慮のうえ、「追加質問事項」により当該発行登録会社、監査人に確認を行う。

- イ. 当該期特有の事項
- 口. 第三者情報(新聞等の報道、業界・事業環境等)と発行登録会社の継続開示 書類との情報格差
- 八.財務比率分析結果による不明点
- 二.共通質問事項の回答での不明点
- ホ.その他

(2) 四半期報告書提出時の社内審査

証券会社は、四半期報告書提出時には、社内において、四半期報告書その他次に定める資料等を用いて確認、社内審査を行う。

- イ.四半期報告書
- 口.発行登録会社のプレスリリース、IR説明会資料

- 八. 第三者情報 (新聞等の報道、業界・事業環境等)
- 二.格付情報、クレジットアナリスト情報

ホ・その他

証券会社は、上記の社内審査において、速やかに確認が必要な事項が認められれば、その重要性を考慮のうえ個別質問を行う。

証券会社は、上記 の社内審査又は の個別質問の結果、社債の引受けに当たっての基本的な考え方に影響が及ぶような重要な課題が認識された場合には、当該発行登録会社、監査人に連絡し、当該課題の確認、共有を図るとともに、社債の引受時までに当該課題の解決に向けた取組みに努める。

(3) 発行時審査

証券会社は、発行時審査に当たっては、継続開示審査で認識した重要な課題の解決状況並びに日本証券業協会「有価証券の引受け等に関する規則」第 18 条及び同細則第 11 条に定める適格性、調達資金の使途及び企業内容等の適切な開示(直近事業年度末以降の適切な開示)等の事項に重点を置き発行登録会社、監査人に確認を行う。

2 . 基本的な社債の引受審査の内容

- (1) 証券会社では、社債の引受審査に当たって、これまで財務計算に関する書類(以下「財務諸表等」という。)の作成者の立場での留意事項にも審査の重点を置いてきた。一方、財務諸表等については、内部統制報告制度、適正性に関する確認書制度など、その適正性を確保するための措置や、日本公認会計士協会による監査の品質管理レビュー制度、上場会社監査事務所登録制度、公認会計士・監査審査会によるモニタリング、審査・検査の実施など、監査法人・公認会計士の監査の品質管理の徹底を図るための種々の措置が講じられている。
- (2) 証券会社は、上記により発行登録会社、監査人による財務諸表等の品質確保が十分になされていることを前提として、今後の社債の引受審査に当たっては、投資家の社債の投資判断に影響が大きいと考えられる元利金支払能力及びリスクファクターの開示(将来キャッシュ・フロー創出力に影響のある事項の分析及び開示)に係る審査に重点をおいた確認を行う。
- (3) 財務諸表等に係る審査については、外部から財務諸表等を分析する立場に立って、 疑わしい事象がないかどうかという点に留意し、疑わしい事象が認識された場合に

- は、当該事象について、追加的に発行登録会社、監査人に合理的な説明を求める。
- (4) 上記審査内容の充実・確実な実施を図るため、「共通質問事項」について、別紙のとおり「共通質問事項」(参考モデル)を取りまとめ、必要に応じ見直す。

証券会社は、各発行登録会社に応じて同参考モデルに追加・修正を行い、発行登録会社、監査人に確認を行う。

以 上

(注)本ガイドラインは、引き続き、第1部会において、さらに内容の検討が進められることとされております。

共通質問事項(参考モデル)

平成 23 年 5 月 25 日

(元利金支払能力=キャッシュ・フロー創出力の見通しとその要因の確認)

- 1.キャッシュ・フロー計画(予測)について
 - (1) 今後のキャッシュ・フロー計画(予測)を作成していればその内容。また、営業 キャッシュ・フロー、投資キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローに大き な変動が見込まれる場合は、その変動要因(内部要因と外部要因に分けて)
 - (2) 上記計画(予測)を作成していない場合は、今後の税金等調整前当期純損益、減価償却費、設備投資計画、投融資計画、運転資金増減見通し及びその資金調達方法 (自己資金、借入等)、有利子負債残高の見通し
- 2.信用格付業者との協議等について

直近の信用格付業者との協議若しくはレビューの時期及び内容。また、信用格付業者との議論を踏まえた上で、将来格付に影響を与える可能性のある事項の有無、若しくは格付を変更する(可能性のある)旨の連絡を受けていれば、その内容

- (損益計算書、キャッシュ・フロー分析 = 収益力、キャッシュ・フロー創出力の変動要 因の確認)
- 3.報告セグメントの内訳について
 - (1) 売上高、セグメント利益が前期と比較し 10%以上の変動のあるセグメントについて、その要因(内部要因と外部要因に分けて)
 - (2) 損失を計上しているセグメントについて、その要因(内部要因と外部要因に分けて)、収益改善のための対応策と黒字化を見込む時期
- (注)特定の業種においては、各変動要因の説明方法を提示。
- 【空運】 運賃増減、座席利用率変動、燃料単価変動、為替変動、コスト削減、その他
- 【海運】 燃料単価変動、為替変動、コスト削減、その他
- 【陸運】 運賃増減、荷動き増減、コスト削減、その他
- 【通信】 サービス契約数増減、ARPU 等増減、解約率、その他

(注)特定の業種においては、次の質問を行う。

【電力】

電気事業営業費用総額の 5%以上の項目で、前期と比較して大幅な増減(概ね 30%以上)項目があれば、その変動理由要因

【銀行】

資金運用収支、役務取引等収支、特定取引等収支及びその他業務収支の各々について、前期と比較して10%以上の増減がある場合、その内容

与信関連費用の内訳について、前期と比較して 10%以上の増減がある科目がある 場合、その理由

株式等関係損益の内訳について、前期と比較して 10%以上の増減がある科目がある場合、その内容

(貸借対照表分析 = 財務基盤の健全性の確認)

- 4. 有利子負債について
 - (1) 借入金(シンジケートローンを含む。)、コミットメントライン等に係る財務制限 条項の具体的内容(開示されているものを除く。)また、当該内容について前期末か らの変更等があれば、変更理由及び変更内容
 - (2) 借入金等の返済資金の調達方法(借換、社債、自己資金の別等) 追加融資枠(コミットメントライン未使用枠を含む。)等の状況
 - (3) 回答書作成日現在において、金融機関との取引条件(借入条件、融資枠、担保設定等)について前回回答日からの重要な変更があれば、その理由及び具体的内容
- 5. 開示されている取引を除き、現時点の連結財務諸表に影響は与えないものの、一定期間後に連結財務諸表に影響を与える蓋然性の高い取引・契約等(デリバティブ取引、オフバランス取引、仕組債等を含む。)があれば、その内容(取引額、取引目的、含み損益の状況等)
- (注)特定の業種においては、それぞれ次の質問を行う。

【小売、電鉄、不動産、REITなど】

減損の兆候があるとして検討された資産がある場合にはその内容、減損損失を計上しなかった理由

【銀行など】

当期末時点における債券ポートフォリオ(国債については期間別に分類の上)について、 金利に対する感応度(BPV 等の数値を含む。)

【銀行】

債権内容について

金融再生法開示債権のうち正常債権を除いた債権(各区分毎)、その他要注意先債権について、前期末と比較して残高が10%以上あるいは保全率が10%ポイント以上増減していた場合、その理由

破綻懸念先、要管理先、要管理先以外の要注意先及び正常先それぞれの貸倒実績率

(財務諸表の表示に係る確認)

6.「経営者による確認書」について

「経営者による確認書」において、「監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示 に係る事項」に記載する項目がある場合、その主な内容。また、今期決算について、 監査法人と特に協議、検討した事項があれば、その内容及び対応状況

(リスクファクターの開示の十分性に係る確認)

7. 事業等のリスクについて

- (1) 前期の有価証券報告書「事業等のリスク」の各項目につき、今期の有価証券報告書 において追加・変更・削除した事項があればその理由。また、新たに記載を検討し たものの記載しなかった項目があればその内容と記載しなかった理由
- (2) 前期の有価証券報告書提出日以降に提出した四半期報告書及び発行登録追補書類等(有価証券届出書及び売出目論見書等を含む。)において追加・変更しているものの、今期の有価証券報告書においてそれらを反映していない場合にはその理由

(開示された定性情報との関係の確認)

【多店舗展開の小売など】

既存店売上高増収率が前期と比べ 1.0 ポイント以上変動している場合は、客単価や客数等を踏まえ、その要因

【電力】

需給実績・需給計画において、前期と比較し、発電種別電力量及び販売電力量に 10%

以上の変動がある場合には、その要因

【銀行など】

貸出先等(支払承諾見返、未収利息、仮払金等を含む。)について

業種別貸出残高について、今期末に貸出残高の 5%以上の残高がある業種のうち、前期 と比較して 5%以上の変動がある場合には、その増減理由

【銀行】

連結自己資本比率の内訳項目のうち、基本的項目及び補完的項目の各々について、前回回答時と比べて10%以上の増減があるものについて、その理由

【ノンバンクなど】

利息返還請求(当期のグループにおける利息返還請求件数及び返還金額、当期 末時点での未解決の利息返還請求件数及び請求金額、利息返還損失引当金の算出に関 する考え方及び算出方法、今後の利息返還請求の見通し)

[REIT]

個別物件に関する事項(新規物件の取得予定の有無、ある場合には、物件の概要、金額、取得予定時期及び資金調達方法、経営成績に及ぼす影響、保有物件の売却予定の有無、ある場合には、物件名、金額、売却理由及び経営成績に及ぼす影響、総賃料収入5%以上を占めるテナントの退去予定の有無、ある場合には、物件名、時期、経営成績に及ぼす影響、今後の対応方針、総賃料収入5%以上を占めるテナントの来期における賃料改定予定の有無、ある場合には、物件名、時期、経営成績に及ぼす影響、個別物件に関する特記事項について、変更、削除あるいは追加がある場合、その理由)

(監査人への協力依頼)

- 8.監査人に対する質問事項について 監査意見形成に至るまでに特に検討、留意した事項
- (注) ノンバンク等は、利息返還損失引当金及び貸倒引当金の十分性を確認するために実施された手続の内容について質問を行う。

登録会社の事業特性に応じた財務比率分析を実施したうえで、財務基盤の健全性が 損なわれる変化が見られた場合に、個別に追加質問等でその要因と対策を確認する。

以 上